

令和6年2月6日

お客様各位

株式会社J建築検査センター

確認検査業務の行政処分に関するお知らせ

平素は、弊社の確認検査業務に関しまして格段のご支援、ご協力を賜りまして厚く御礼申し上げます。

本日、確認検査の業務に関し、国土交通省より建築基準法第77条の30第1項の規定に基づき、監督命令の処分を受けましたのでご報告いたします。

監督処分とは、「国土交通省が、確認審査業務における不適当な行為を発生させた機関に対し、業務改善計画書を作成させ、業務改善措置の実施状況を1年間監督する処分」です。

この為、処分による確認検査業務への支障はありません。

尚、処分の要因となった建築物については、全ての法適合が確認されております。

お客様並びに関係者の皆様にご心配をおかけしました事を深くお詫び申し上げますと共に、今回の行政処分を厳粛に受け止め、再発防止はもとより、業務品質の向上に取り組む所存でありますので、今後ともご支援のほど、よろしくお願い致します。

■お問い合わせ先（受付時間：土日祝日を除く 10：00～17：00）

本件に関するお問い合わせ担当：矢崎 03-5464-7778

以上